

# Will Yoga 施設利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (定義)

「当社」とは株式会社 LAVA International を指します。

第2条 (運営管理会社) 本施設の運営管理は当社が行います。

第3条 (目的) 本施設は、フィットネスやリラクゼーションを通じて、利用者の美と健康を維持・増進することを目的とします。

## 第2章 利用者

第4条 (利用者) 当社が利用を承認した方を利用者といいます。

第5条 (利用資格) 本施設の利用を希望し、次の各号のすべてに適合する方に限り、本施設の利用資格があります。

- (1) 本施設の趣旨に賛同し施設利用規約、その他の規則を守る方
- (2) 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
- (3) 成年被後見人及び非保佐人でない方
- (4) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
- (5) 過度な刺青をされていない方。ただし、部分的なファッションタトゥー等、店内において他の方の目に触れないよう衣服などで覆い隠すことができれば、この限りではありません。
- (6) 暴力団関係者でない方
- (7) 16歳以上の方(16歳以上20歳未満の場合、保護者の同意書を得ている方)
- (8) 次の項目に該当していない方
  - a) 酒気を帯びている方
  - b) 刃物など危険物をお持ちの方
  - c) 妊娠をされていて事前に本施設に申告及び利用可否の問い合わせを行っていない方
- (9) その他本施設の定めた審査のうえ適切と認めた方

第6条 (利用料) 本施設の利用を希望される方は申し込み手続きを行い、当社の定める利用料金を納入していただきます。

第7条 (利用料の返金) 納入済みの利用料については理由の如何に関わらず原則返金いたしません。

第8条 (チケット有効期限の延長) 納入済みのチケットの有効期限は理由の如何に関わらず変更・延長はいたしません。

第9条 (チケットの譲渡及び名義変更) 各種チケットは当社が承認した場合を除き、他に貸与・譲渡及び名義変更はできません。また、担保差入等の処分もできません。

第10条 (利用資格の喪失) 利用者は次の号のいずれかに該当する場合、本施設の利用資格を失います。

- (1) 第5条に定める利用資格が欠けた時
- (2) 本規約・規則・その他本施設・当社の定めた事項に反する行為があったとき
- (3) 本施設の名誉・信用を傷つけたり、他の利用者との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
- (4) 本施設の設備などを故意に損壊したとき
- (5) その他本施設利用者としての品位を損なうと認められた行為があったとき
- (6) 本施設内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき
- (7) 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社及び従業員を著しく困惑せしめたとき
- (8) 諸費用の支払いを怠ったとき
- (9) 第13条の禁止行為に違反したとき

上記の理由により本施設の利用資格を失ったとき、利用者は損害賠償の請求をおこなうことができません

## 第三章

第11条 (運営管理) 本施設は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

- (1) 本施設の運営管理は当社の責任においておこなわれます。
- (2) 利用者は本施設の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。
- (3) 当社は施設の利用等、運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第12条 (諸規則の遵守義務) 利用者は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社が定める運営管理に関する規則に従うものとします。

第13条 (禁止行為)

- (1) 許可なく施設内を撮影、または録音をすること
- (2) 許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること
- (3) 営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること
- (4) 他人を誹謗中傷すること
- (5) 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
- (6) ペット、動物を持ち込むこと
- (7) 館内での喫煙
- (8) 当社従業員やインストラクターの業務を妨げる行為
- (9) ストーカー行為など、他人の迷惑や施設利用の妨げとなる行為
- (10) 他人の施設利用を妨げる行為
- (11) その他、本条各号に準じる行為

第14条 (休業日) 本施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装、ならびに当社が定める日を休業日とします。

第15条 (営業時間) 本施設の定める営業時間とします。

第16条 (当社の免責) 利用者は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第17条 (利用者の責任) 利用者は本施設内の利用に関して、当社及び他の利用者、第三者に損害を与えたときはその賠償をしていただきます。

第18条 (諸料金の変更) 当社は、利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

## 第四章 その他

第19条 (本施設の閉鎖又は利用制限) 当社は次の各号により本施設の営業が不可能又は困難な場合、本施設の全部又は一部を閉鎖し又は施設の利用を制限することができます。同時に全ての利用者との契約を解除することができます。この場合利用者はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの異議申し立てをすることができません。

- (1) 法令の制定・改廃されたとき、又は行政指導をうけたとき
- (2) 天災・地震その他不可抗力の事態が発生したとき

- (3) 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- (4) 法令に基づく点検・改善及び必要な設備改修があるとき
- (5) 当社が必要と認めるとき、その他やむをえない事由があるとき

第20条（規約の改正）本施設は次の各号に基づき、規約の改正をおこないます。

(1) 当社は必要に応じて本規約及び細則等を改正することができます。利用者は本規約の改正がすべての利用者にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。

(2) 当社は前項により規約などを改正するとき、重要な案件については利用者に通知するものとし、軽微な案件については施設に提示するものとします。

第21条（細則等）本規則に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他規則に定めます。

第22条（発効）本規約は平成29年9月1日より発効とします。

制定/平成29年9月1日  
株式会社 LAVA International 代表取締役社長 鷲見 貴彦